

宇佐市地域コミュニティビジョン

～協働による住民自治の実現をめざして～



平成21年8月

宇 佐 市

目 次

はじめに	1
第1章 地域コミュニティビジョン策定の趣旨	2
1 コミュニティビジョン策定の趣旨	2
2 コミュニティビジョンの位置づけ	2
第2章 今、なぜ「地域コミュニティ組織」なのか	3
1 中山間地域の集落を取り巻く課題	3
2 地域コミュニティとは	3
3 地域の現状と課題	4
4 モデル校区設置による推進	4
5 求められる新たな地域コミュニティ組織への期待感	5
6 国・県における方策の動向	6
第3章 地域コミュニティ活性化への理念	7
1 目標とする3つの地域コミュニティ像	7
2 目標とする地域コミュニティに取り組む4つの視点	8
第4章 新たな地域コミュニティ組織の形成へ	9
1 「課題解決型の地域コミュニティ」への転換	9
2 広域的に集落の機能を支え合う組織の形成	9
3 有効的な活動を進めるための地域コミュニティの範囲と対象地域	10
4 求められる地域コミュニティ活動	11
第5章 取り組みの方向性	12
1 住民参加の場づくり	12
2 住民主体の計画性のあるまちづくり	12
3 行政支援の拡充	13
第6章 新たな地域コミュニティの活性化に向けて	17
1 協働による取り組みの推進	17
2 本施策の総合的展開と進行管理	17
おわりに	18
資料編	19

はじめに

本市は、平成17年3月の合併により、広い行政域を持つこととなったものの、過疎化・高齢化が進行し、集落の小規模化・高齢化が進んでいます。

これまで地域の生活を支え合ってきた集落においては、冠婚葬祭などの地域住民同士が支えあう生活扶助、あるいは草刈りなどの共同作業、担い手不足による耕地面積の減少、伝統文化の継承など集落機能の低下が見られ、今後、特に中山間地域の周辺部においては危機的な状況を迎えることが懸念されています。

そこで、ますます多様化する地域課題や住民ニーズに迅速・的確に対応するために、住民と行政が協働し、地域の課題は地域で解決していこうとする機運が近年全国的に高まってきています。

本市では、平成18年6月に策定した「第一次総合計画」において、人と人、市民と行政が協働する『賑やかな交流都市』を柱として、高齢化社会の中で、地域の人たちが連携し、お互いに支え合っていくために地域コミュニティ活動の推進を示すとともに、地域コミュニティ間の連携を図り、より良い地域の形成について施策の方針を示しています。

また、地域コミュニティ形成と密接な関係のある「協働のまちづくり指針」を平成20年7月に策定し、「市民力」「行政力」「相互力」の三つの力による協働を進め、「新しい宇佐市づくり」の実現を目指しているところであります。

地域コミュニティの目標であります「住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の構築」を実現するためには、地区住民と行政が一体となって、それぞれの地区が有する個性や特性を活かしたまちづくりを展開していく必要があります。

よって、本ビジョンは、市の総合計画の方針を踏まえた基本的な地域コミュニティの活性化を図るための指針であり、様々な主体が連携・協力して解決していける新しい地域コミュニティのあり方と、その形成に向けての必要条件を示したものであります。

市民の皆様には、本ビジョンの策定の趣旨をご理解いただき、今後、持続可能な新たな地域コミュニティの形成に協働により取り組んでいきたいと考えていますので、ご協力のほどお願いいたします。

平成21年8月

宇佐市長 是 永 修 治

第1章 地域コミュニティビジョン策定の趣旨

1 コミュニティビジョン策定の趣旨

本市では、第一次宇佐市総合計画において、コミュニティ活動や市民参加の推進、地域コミュニティ間の連携を図りながら、地域の人達がお互いに地域社会を支え合う協働によるまちづくりを掲げています。

しかし、急激な人口減少・生活様式の多様化などが進展する中、共同作業などの実施が困難になるなど集落の機能が低下しています。

また、合併による行政区域の拡大に伴い、地域住民のまちづくりへの思いが伝わりにくくなっているのではないかと心配もされています。

こうしたことから、「住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の構築」を実現するためには、地域と行政が共に、それぞれの地区が有する特性を活かした地域づくりを展開していく必要があります。

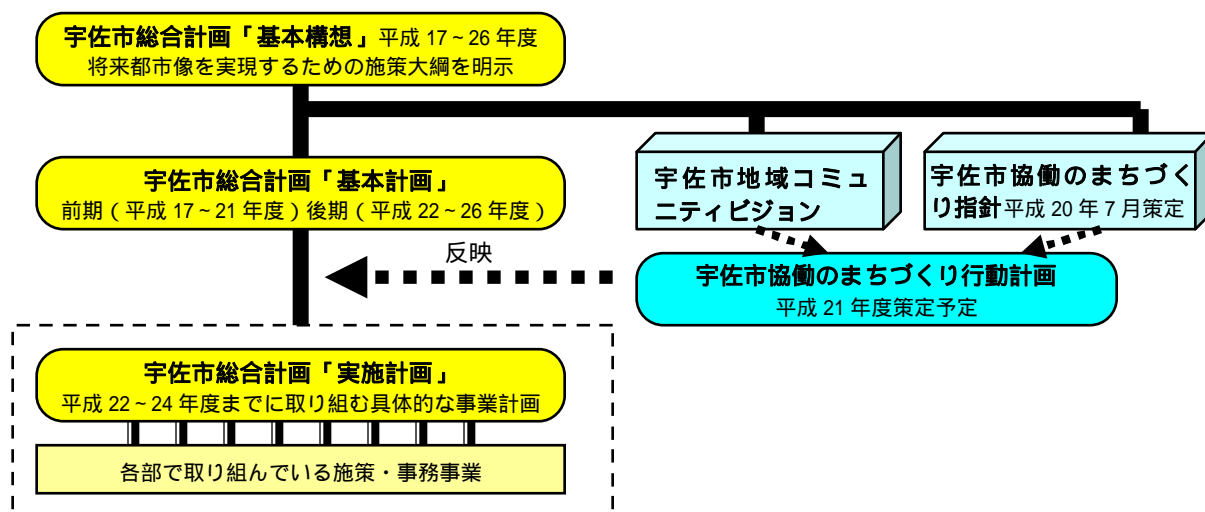
よって、ここに市の総合計画の方針を踏まえた基本的な地域コミュニティの活性化を図るための指針として、「コミュニティビジョン」を策定するものであります。

2 コミュニティビジョンの位置づけ

平成18年6月に総合計画を策定し、到達すべき将来都市像を示すとともに、その実現に向けた枠組みを構築し、施策展開の基本方向に基づいた個別の事務事業を実施しています。

このような中、総合計画「基本計画」(第6章「賑やかな交流都市」の第1節「地域コミュニティ」)に規定する「より良い地域コミュニティの形成の推進」に関して、高齢化社会の中でお互いが支え合う新たな地域コミュニティづくりを推進することとなっています。

本ビジョンは、地域コミュニティの活性化を図る観点から、新しい地域コミュニティのあり方と、その形成に向けての条件整備や方向性を示したものであります。



第2章 今、なぜ「地域コミュニティ組織」なのか

1 中山間地域の集落を取り巻く課題

集落機能の低下と集落減少

全国的に中山間地域では、急激な人口減少が進み、その結果、担い手不足による耕地面積の減少などが進んでいます。

集落では、小規模化・高齢化により、共同作業や地域活動、伝統行事の実施が困難になるほど集落機能が低下しています。

さらに、今後、人が住まなくなる集落も出現し、集落自体が減少し始めるという深刻な事態にも繋がります。

地方分権の進展

地域や集落には、各種組織や役職があり、行政施策の関連で組織化されたものも多く、縦割りで運営されている傾向にあります。

また、地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の責任の範囲は大幅に拡大し、高齢者支援、子育て支援、環境保全、防災・防犯や教育など様々な分野で多くの地域課題が発生し、行政だけでは、こうした事態に対応しきれなくなっています。

集落活動の停滞と地域への「誇り」の空洞化

近年、農林業の低迷や地区外への就労、生活圏の拡大などによって、生活や生産面の繋がりが希薄化し、集落活動の停滞が生じています。

また、若い人ほど、地域に住み続けたいという思いを持つ人が少なくなり、地域に対する「誇り」も弱まる傾向にあります。

市町合併に伴う周辺部対策

市町村の財政規模などから広域合併を選択した自治体が多く、その結果、中山間地域を多く抱える旧町村は、新市の周辺部に位置することとなりました。

周辺部の地域では、行財政改革や効率性を重視するあまり、きめ細かな行政サービスが見直しされる中、合併を契機に新たなまちづくりが求められています。

2 地域コミュニティとは

地域コミュニティは、人々が共同体意識をもって、共同生活を営む一定の地域、集団で、信頼関係や共同意識を生み出し、日々の暮らしをよりよいものにしていく基盤となるものです。身近では「自治会」「婦人会」「老人クラブ」「消防団」などです。

この地縁組織を基盤に、地域コミュニティ組織（住民自治組織）づくりを推進します。

3 地域の現状と課題

平成17年3月の市町合併により「新宇佐市」が誕生したものの、少子高齢化社会の進行や三位一体改革の影響等による市財政の悪化などから、住民の新市に対する期待に十分に答えきれていない感は否めません。

特に、安心院地域、院内地域からは、今後の行政サービスの提供に関して、不安の声が聞かれ、周辺部対策の充実が求められています。

本市には、347の自治区があり、宇佐地域が183、安心院地域に101、院内地域に63という構成になっています。全国的な傾向でもありますが、都市化と過疎化の二極化が進んでおり、特に駅館、豊川、四日市南小及び、四日市北小学校区の世帯数・人口がともに増加しており、周辺部から利便性の良い中心部への流入が進んでいると推測されます。

その一方で、周辺部の地域においては人口の減少とともに高齢化が加速しており、高齢化率50%超の行政区数は、市内全域で46に達しており、住民基本台帳から推測すると10年後には200（全体の57%）を超える見込みです。

本市では、このような過疎化・高齢化が進行している背景、並びに合併後の周辺部対策の充実を求める声に対応し、平成19年8月周辺部対策検討委員会を設置し、周辺部の抱える課題解決に向けて、議論を重ねてきました。

全国的な傾向と同様に、集落機能に支障を来す集落が、本市においても、さらに増加していくことが懸念されており、特に中山間地域では「生活環境問題」「農業・農地問題」「子育て・高齢者問題」など一つの集落だけでは解決できない問題が発生することが想定されます。併せて、今後、平均年齢は確実に上昇することが予想されるため、そのような前提の下に対策を検討する必要性が生じているのです。

4 モデル校区設置による推進

こうした本市の課題解決に向けて、平成20年度から先行的にモデル校区を設置し、次のような方針により、取り組みを実施してきました。

モデル校区における推進方針

周辺部対策の一環として、集落を越えた自治区の連携による、「新たな地域コミュニティ組織」を構築し、住民が地域特性を活かし、行政と共に、地域を考え行動できる仕組みをつくっていきます。

住民の結びつきが強い小学校区を単位として、「新たな地域コミュニティ組織」を形成します。周辺地域である安心院・院内地域に一箇所ずつ手上げ方式によるモデル校区を設定し、地域コ



コミュニティ組織を立ち上げます。(平成20年11月、佐田地区まちづくり協議会が、12月には南院内さとづくり協議会が設立されました。)

それぞれの協議会において、行政と共に、コミュニティ意識醸成に向けた研修会などを開催しながら、住民アンケート調査やワークショップを基に、地域の将来像を盛り込んだ「地域づくりプラン」を作成します。

平成21年度以降、地域づくりプランに基づき、21年度の実践活動を通じて、協働協定書を締結し、行政として必要な人的・財政的支援を行います。

このモデル校区の取組みを、安心院・院内地域の他校区へと普及します。併せて、宇佐地域の内、対策を講じる必要があると認められる地域についても普及を図ります。いずれも、住民と地域が主体となることが重要なため、校区選定については、手上げ方式を基本とします。

佐田地区の人口等の推移

年 \ 区分	男女計(人)	男(人)	女(人)	世帯数	1世帯当人口(人)
平成12年10月1日	1,298	618	680	449	2.89
平成17年3月31日	1,242	585	657	453	2.74
平成17年10月1日	1,235	586	649	448	2.76
平成18年10月1日	1,216	580	636	449	2.71
平成19年10月1日	1,188	556	632	446	2.66
平成20年10月1日	1,171	547	624	450	2.60

南院内地区の人口等の推移

年 \ 区分	男女計(人)	男(人)	女(人)	世帯数	1世帯当人口(人)
平成12年10月1日	1,287	587	700	458	2.81
平成17年3月31日	1,231	564	667	433	2.84
平成17年10月1日	1,167	529	638	434	2.69
平成18年10月1日	1,137	514	623	435	2.61
平成19年10月1日	1,099	499	600	431	2.55
平成20年10月1日	1,058	487	571	431	2.45

平成12年10月1日・平成17年10月1日については「国勢調査」より。その他は「毎月流動人口調査」より。

5 求められる新たな地域コミュニティ組織への期待感

新たな地域コミュニティ組織のモデルとして立ち上げた安心院町佐田校区の住民や院内町南院内校区の住民を対象に「まちづくり計画策定に関するアンケート調査」を実施しました。調査結果によると、80%以上が「組織に対して期待する活動内容」について何らかの回答をしており、地域コミュニティ組織への期待感や必要性について、多くの地区の住民が認識していることがうかがえます。

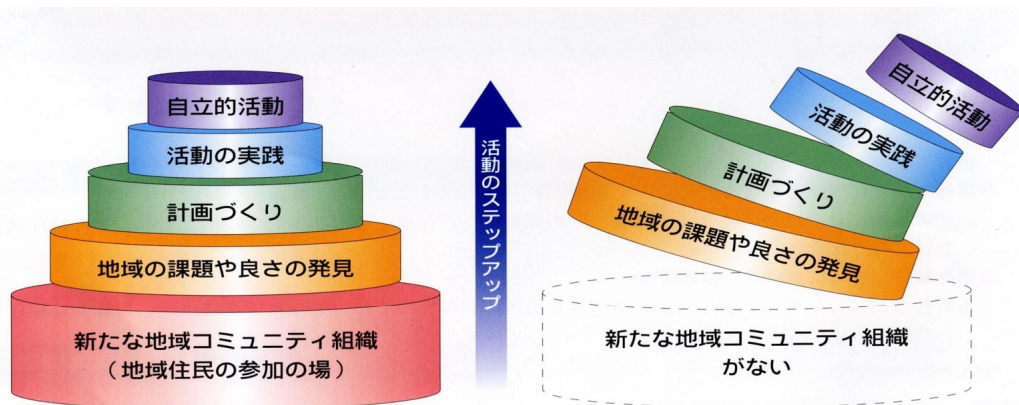


また、地域コミュニティ活動への自己参加について、地域のリサイクル活動、高齢者や障害者の在宅支援、地域の交流を図るための活動など、何らかの活動に参加したいと考えている人は、70%を超える状況になっています。

また、地域のふれあいや親睦活動に関して、集落で行われている「お祭り」についての質問では「伝統行事であるため、今後も継続する必要がある、積極的に参加している」「恒例のお祭りなので、お付き合いで参加している」という回答が最も多く、次いで、「暇があれば参加したい」という回答でした。

このことは、人間関係の希薄化や地域活動への無関心が問題視されるなか、本来、最も身近であるはずの地域社会に対して、住民が相当の関心を持っていることを示している結果ではないかと考えられます。

このように、自分自身が暮らす地域が豊かで安全・安心な地域であることを望まない人はいないはずで、このようなアンケートの結果を考慮すると、これまでの既存組織を基盤としながらも、年齢や生活年数、性別などにとらわれずに責任を持って、地域で何らかの分野で、参加・協力のできる組織体制を作り上げていくことが望ましいと考えられます。



6 国・県における方策の動向

国の最近の動きとして、平成19年7月に発足した第29次地方制度調査会において、「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」の中で、「基礎自治体における住民自治の充実の検討項目として『地域コミュニティのあり方』」が取り上げられており、住民自治の充実の観点から検討がなされています。

大分県においても、平成20年度を小規模集落対策元年と位置付け、過疎化と高齢化で集落の維持が難しくなっている小規模集落の課題解決に、市町村と連携して取り組む小規模集落対策本部を設置しました。

さらに、各振興局単位で地域対策会議を設け、モデルとして早急に対策が必要な集落に、商工会やボランティア団体とも連携して実情に応じた支援を始めています。

また、地域資源の有効活用による集落づくり事業や、草刈りの手伝いや産品購入などの支援ができる企業やNPOを、小規模集落に紹介する「集落応援隊」事業の導入など、住民活動を側面支援するソフト対策を中心とした新たな事業を実施しています。

第3章 地域コミュニティ活性化への理念

1 目標とする3つの地域コミュニティ像

安心して暮らすことのできる地域であり続けるためには、地域の持つ活力を引き出していくことが求められます。活力のある地域では、そこに暮らすことの魅力が生まれ、人が集まり、地域課題にも柔軟に対応していくことができます。より良い地域をつくるという理念を地域住民と行政とが共有し、主体的に取り組むことが、地域の活力や魅力を生み出し、地域が発展する大きな力になっていきます。

(1) 多様な価値観を認め合う地域コミュニティ

同じ地域に住む人々が、生活するうえで守らなければならないルールを理解・共有し、一人ひとりが異なる多様な価値観を認め合える地域コミュニティを目指します。

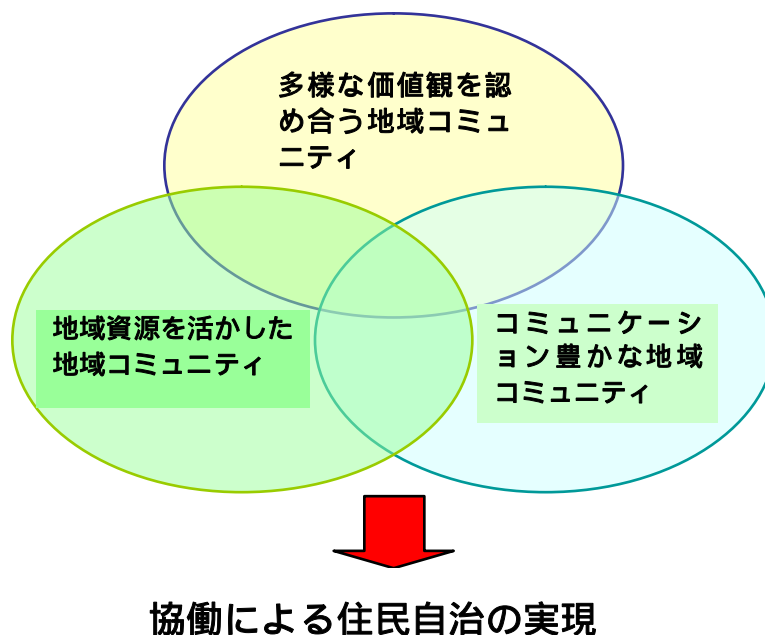
(2) コミュニケーション豊かな地域コミュニティ

地域住民や、地域の活動団体等が相互に交流して、お互いを理解し、尊重し合える地域コミュニティを目指します。

(3) 地域資源を活かした地域コミュニティ

自然や歴史、文化、人材などのさまざまな資源を活かすことで、住民が地域を知り、誇りと愛着を持つことのできる地域コミュニティを目指します。

目標とする3つの地域コミュニティ像



2 目標とする地域コミュニティに取り組む4つの視点

目標とする地域コミュニティを実現するために、次の4つの視点を持って、地域と行政がともに地域づくりの取り組みを進めます。

(1)地域の人材の発掘と育成

地域には、豊かな経験やノウハウを持つ人が潜在的に存在しています。地域の幅広い世代の人々が活動しやすい環境、活動したくなる環境をつくる必要があります。

そのためには、一部の人だけに過大な負担感を抱かせることがないように工夫をし、様々な地域住民に協力を得ながら、活動する上での役割分担を図っていくことも必要です。

地域に暮らす一人ひとりが担い手意識を持ち、役割や責任を果たすことで、活動への意欲に繋がり、地域コミュニティ発展の原動力となります。

(2)地域情報の共有化

地域の情報を共有化し、それが自分にも開かれていることを知って初めて、地域に所属している意識が芽生え、豊かさを感じることができます。情報の共有を通じてお互いのコミュニケーションや地域に対する関心が高まり、地域活動への参画が促進されます。

(3)地域資源の有効活用

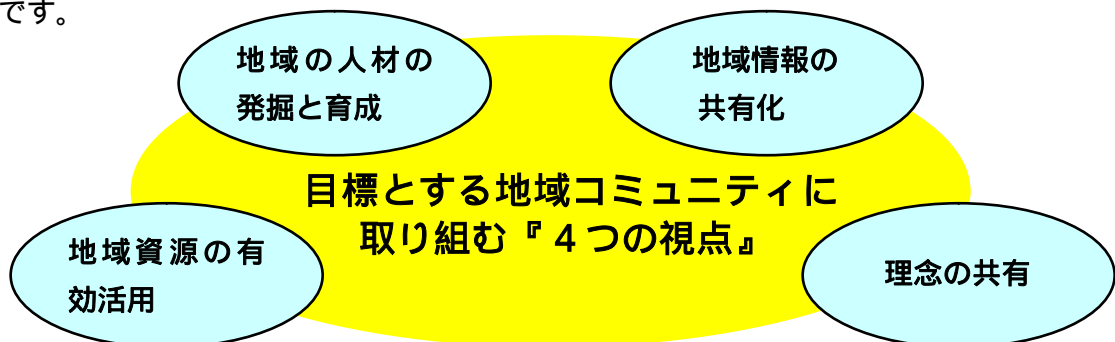
地域の振興を促進していく上で、地域資源を基軸とした豊富な自然と歴史・文化を十分に活かし、見直していくことが重要です。また、地域の人材や拠点となりうる施設も地域の貴重な資源です。

これらを有機的に結びつけることによって、地域での活動を効果的に進めることができます。

(4)地域コミュニティを活性化する理念の共有

地域の課題を解決していくためには、まず、住民一人ひとりが、地域の問題を自分の問題として認識し、それぞれの観点から課題の発見に努め、その解決に向けて取組んでいくことが重要です。

地域の団体等が互いに連携しながら、活動の輪を広げ、幅広い住民層からの意見を集約し、地域住民の合意形成を図ることで、地域全体の活動につなげていくことが可能です。



第4章 新たな地域コミュニティ組織の形成へ

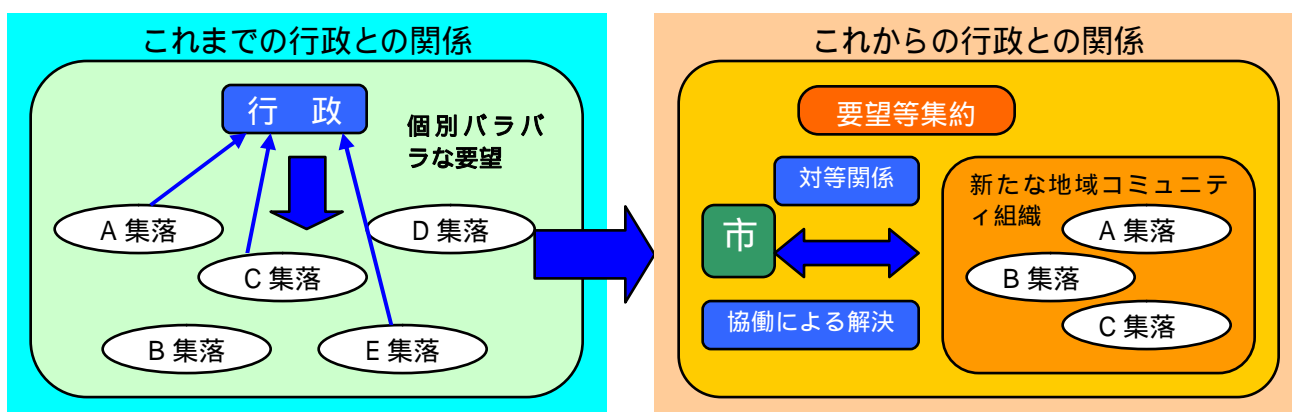
1 「課題解決型地域コミュニティ」への転換

前章でも述べたように、地域を取り巻く社会的環境が大きく変化し、地域の課題は多様化・複雑化してきています。そうした状況においては、地域コミュニティでしか解決できない課題も数多く存在します。例えば、災害や犯罪から住民を守るといった地域全体による見守りは、地域コミュニティでしか果たせない大きな役割であり、地域に大きな安心感と絆を生み出します。

しかし、現在の地域コミュニティの多くは弱体化・衰退化してきており、まずもって地域コミュニティを再生することが必要です。

ここでいう、新たな地域コミュニティとは、従来の行政主導ではなく、地域住民自らが地域の現実を受け止め、将来のビジョンを明確にし、地域住民の絆を基本として、安全・安心な地域を持続していくことです。

そのため、それぞれの地域特有の課題を明確にし、地域住民が主体的に課題解決に取り組む「課題解決型地域コミュニティ」への転換を図るとともに、行政や地域の様々な団体がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働により実践していく新たなコミュニティの形成が必要になります。



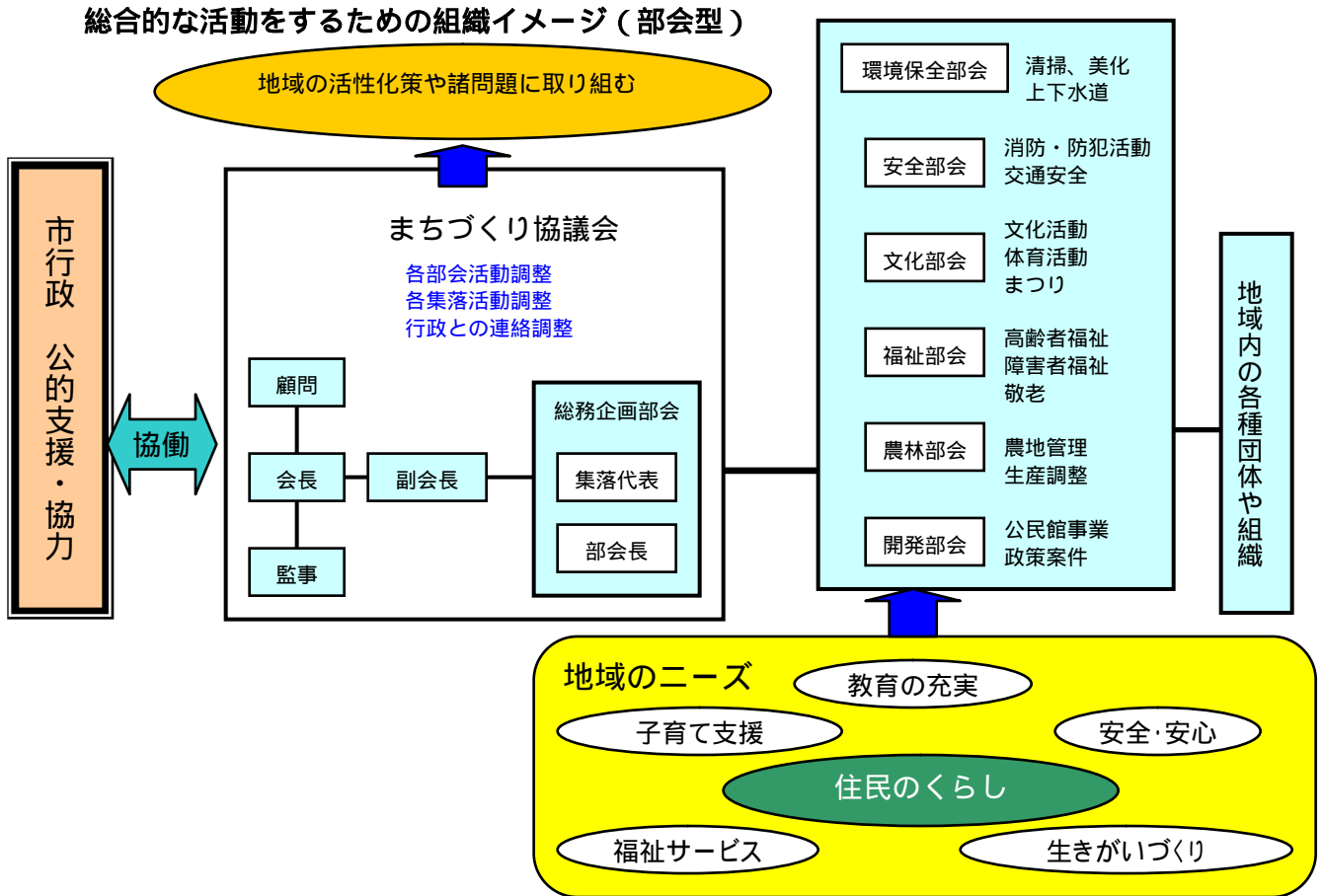
2 広域的に集落の機能を支え合う組織の形成

これまで国・県・市町村ともに様々な地域振興策を講じてきた結果、今の現状があり、日本全体が人口減少社会に突入しているという現実もあることから、時間をかけ、地道に推進していくことが必要です。

このような推進の基本的な考え方としては、一つは集落を取り巻く環境、地域活力を高めていくことが必要であり、もう一つは住民が安心して暮らし続けていくことをサポートする機能の維持などが重要になってきます。

このような活性化対策については、個別集落の対策として取り組んでいくより、むしろ一定の面的広がりをもった広域的な対応として進めていくことが、より効率的・効果的な取り組みに繋がるものと考えられます。

よって、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会をつくるためには、これまでの集落の枠組みを超えて、広域的に集落の機能を支え合うような「新たな地域コミュニティ組織」をつくっていく必要があります。



3 有効的な活動を進めるための地域コミュニティの範囲と対象地域

地域コミュニティの単位としてふさわしいと思う地域の範囲については、地域の自治を担い、さまざまな事業を展開していくために一定の人的支援や生活機能を確保出来る範囲、愛着を感じられる範囲、その圏域を実感・体感できる範囲が適当であります。

本市においては、生活面や生産面で一定のつながりがあり、活動体としてまとまることが可能な小学校区単位または、地区単位とすることが適当であると考えます。

また、この取組みの対象地域としては、小規模集落を有する人口減少地域を優先し、合併により周辺地域となった安心院・院内地域を先行して普及を図ります。併せて、宇佐地域の内、同じ対策を講じる必要があると認められる地域においても普及を図ります。将来的には、市内全域に地域コミュニティ組織を形成することを目標とします。

校区選定については、住民合意の下に、地域が一体となって取り組むことが不可欠であることから、基本的には、地域からの手上げ方式による選定を行います。

4 求められる地域コミュニティ活動

地域の抱える課題は、高齢者福祉、子育て、青少年育成など多岐にわたっています。これまでも述べたように、行政だけでは地域の課題を解決することは非常に難しくなっており、住民と行政が力を合わせて、地域の課題に対応していく時代が到来しています。

当該地域に住む子どもから高齢者までが地域の公益活動に参加することで、活動が活発となり、地域は大きく生まれ変わります。

地域で考え、地域で行動していくには、自分たちの地域を将来どのようにしていきたいのか、どういった事業を推進していくべきか、それに充てる財源はどうするのかを考えていくことが求められています。

考えられる地域コミュニティ活動

区 分	内 容
環境美化	里山づくり、清掃活動、ごみ分別活動、花いっぱい運動 他
文化・スポーツ	文化財、伝統文化の保存、文化祭、地区体育祭、 他
まちづくり	地域運動、交流活動、ボランティア活動、地域まつり 他
産業振興	観光・レクリエーションの振興、特産品販売 他
防災・防犯	交通安全運動、自主防災・防犯活動 他
健康福祉	健康教室、子育て支援、敬老会、高齢者等支援活動 他
社会教育	趣味講座、体験学習、1/2の成人式、講演会 他
学校教育	地域学習、地域ぐるみの教育活動、学校の地域開放の推進 他
広 報	コミュニティ新聞、案内板の設置、広報活動 他
施設管理	道路・河川等の清掃、地域公園管理 他
人 権	男女共同参画、人権擁護 他
そ の 他	当該地域が必要と認める活動

第5章 取り組みの方向性

新たな地域コミュニティの推進にあたっては、前章の地域コミュニティ像とそれを実現するための視点を持ちながら、地域と行政が取り組むべき方向性を、次のとおりとします。

1 住民参加の場づくり

市では、コミュニティ組織の形成にあたっては、協働に関することや、組織化に向けた取り組み等について理解をしていただくため、概ね小学校区単位を基礎に地域にある公共施設等を活用した、住民参加の場づくりを進めます。

地域の理解がないままに行う事業は、かえって地域を混乱させる可能性があります。地域住民の生の声に耳を傾け、意見を交換しながら、地域の状況を把握した上できめ細やかな推進を行っていきます。

また、組織化が可能な地域には「設立準備委員会」を設けるなどして、組織構成、会則、事業計画、予算案等について検討をおこない、スムーズに組織づくりが行えるよう配慮していきます。

組織の設立や実施事業については、多くの地区住民の意見を聴取する機会を設けるとともに、勉強会の開催や地域における広報紙の発行などにより、地区住民への周知を図ります。

多くの地区住民の皆さんが自主的に参画していただけるよう、地区住民の意識改革を促すための講演会などを実施することも考えます。そのため、市では設立準備会等が主催する講演会や研修会へ講師を派遣します。

取組の方向性

地域にある公共施設等を活用し、住民参加の場づくりを進めます。

地域と行政が、意見交換などを行う機会を積極的に設け、十分な説明を行いながら、事業を推進します。

組織の立ち上げに向け、その仕組みづくりを進めます。

広報活動や講演会などの充実により、地域住民への関心を高めます。

2 住民主体の計画性のあるまちづくり

住民主体の計画性のあるまちづくりを推進するため、地域まちづくりプランの策定事業の推進に努めます。地域まちづくりプランとは、地域住民自身の手でその地域の将来像を考え、その実現に向けた方向性や事業計画を定めるもので、いわば、市の総合計画の地域版とも言えるものです。

このプランに基づき、地域住民自身の手でまちづくりを進めていくことが「住民主体のまちづくり」につながり、最も望ましい住民自治の形へとつながるものと考えられます。

計画の策定に当たっては、市が保有する情報と行政では把握できない地域の実状に基づく課題の共有化を図り、段階を踏んで住民と行政が協働で計画を作成していく必要があります。

また、市は、専門的な立場から地域を巡回し、地域活性化策などを助言する「集落支援員」制度の導入を検討します。

地域まちづくりプラン計画策定の手順

地域の現状と課題の把握

集落点検の実施

集落点検図の作成

まちづくりの目標・将来像の明確化

施策・事業の策定

計画スケジュールと役割分担の明確化

取組の方向性

地域まちづくりプランを策定します。

「集落支援員」制度の導入を検討します。

3 行政支援の拡充

支援体制を検討するにあたっては、改めて、地域に対する行政の支援のあり方を見直し、より効果的な地域と行政の関係を構築する必要があり、地域と行政が適切に役割を分担し、地域が自立して活動できるような体制を整えることが必要です。

行政組織体制の見直し

近年、地域課題が多様化・複雑化したことにより、部課横断的な取組みを必要とする課題も増えています。今後、効果的な取組みを進めていくためには、地域の状況を十分に踏まえた支援体制を整えていかなければなりません。

そのためには、地域に身近な役所に、地域支援の窓口機能を充実させることや、職員が特定の地域を担当する仕組みを導入することなどを含めた、幅広い検討を進めます。こうした取組みにより、地域の情報がひとつに集まり、地域と行政のコミュニケーションの円滑化が図られ、地域の現状や抱えている課題を適切に把握できる体制づくりを進めていきます。

取組の方向性

行政側の縦割りによる弊害の解消を進め、部課横断的な課題に対応できる体制整備を進めます。

地域支援の窓口機能の充実や職員が特定の地域を担当する仕組みの導入などを含めた支援体制のあり方を検討します。

地域づくりコーディネートの機能の充実

地域リーダーやコーディネーターを発掘・育成することは、本市が地域に対して果たすべきひとつの大きな役割と言えます。地域づくりを先導する人材の発掘と育成を進めるとともに、その活動の機会を設けることによって、組織内部でのリーダー等の位置づけを明確にし、より効果的な活動へと結び付けます。

また、地域だけでなく、市の地域支援の窓口にも充実を求められることから、地域づくりに関する研修の機会を設けるなどして、職員の育成を図っていきます。

取組の方向性

地域リーダー、コーディネーターの発掘と育成を進めます。
研修の機会を設けるなどして、地域づくりのコーディネート能力を有する職員の育成を図ります。

モデル校区での活動推進の継続

平成20年度におけるモデル校区での取組については、前章で触れたとおりです。

本市の取組みとして、新たなコミュニティ活性化に向けた事例は、2校区しかなく今後、数多く事例をつくり、その取組みが他の地域にも波及することによって地域全体の活性化につながるよう事業の企画・実施を推進していきます。

地域コミュニティの活性化のためには、計画づくりに加えて、具体的な事業を実施していくことが不可欠です。他地域での事例を参考にしながら、地域が主体的に創意工夫を重ね、多様な事業を企画・実施していくことが重要です。

モデル校区の活動については、具体的な成果がすぐに現れるものではありません。よって、今後も成果を検証しながら、実践活動に活かせるよう継続して校区の地域づくりを支援していきます。

このように、様々な取組みを試行的・実験的に実施する中で、成功事例を増やしていくことにより、地域活性化の方策が見えてきます。それらを参考にしながら、各地域が主体的に事業を選択して実施していくことができれば、地域コミュニティの活性化がさらに進み、より住みよい地域がつくられていきます。

取組の方向性

地域の創意工夫のもと、モデル校区での地域課題の解決に向けた多様な事業の企画・実施を支援します。

他地域の実践的な活動などを調査・研究します。

他地域での取組み事例など、地域実践活動に役立つ情報の収集と提供を進めます。

財政的支援

地域の状況は一律でなく、地域での活動にも多様性があることを踏まえ、活動資金についても柔軟な支援の仕組みを整える必要があります。

基本的には、地域のまちづくりプランに基づき、地域コミュニティ自らが事業提案を行い、その事業の実施が必要と判断された場合には、事業が実施可能となるよう、補助制度等による資金面での支援とします。

地域独自のまちづくり活動に対する助成制度として、これまで実施してきた「宇佐市がんばる団体応援事業」は、年度ごとに募集をかけ、通算2回までしか申請できない規定となっており、計画から事業実施までの期間が短いため、単発のイベント等に偏りがちになることが懸念されます。

よって、補助の対象を、地域のまちづくりプランに基づく事業とすることによって、事業の必要性や地域のまちづくりにおける事業の位置付け等が明確化することから、一定の予算枠を定め、資金面で支援を行う地域づくり予算制度として検討を進めます。

なお、制度の検討にあたっては、「宇佐市を応援したい」という方からのふるさと応援寄附金などを利用し、社会全体で支える仕組みを念頭に進めます。また、資材・労力等の提供といったシステム制度の導入についても検討を行います。

地域にとって、活動するための資金確保は重要な課題です。行政からの支援だけでは活動に要する額に満たない場合や、活動内容そのものが支援の対象とならない場合もあります。

地域の団体は支援を得るだけでなく、自主的に資金調達の方法を工夫し、事業化の手法を考案することも必要です。このような地域の動きに対し、本市からの適切な提案や相談支援も進めていきます。

取組の方向性

地域の活動の実態に合わせた補助金制度等の検討を進めます。
活動するための資金確保に関する提案や相談支援を行います。

活動拠点施設の機能充実

宇佐市においては、概ね小学校区ごとに地区公民館等が設置されています。地区公民館は、自治会や婦人会、老人クラブなどさまざまな組織による地域活動が行われていますが、より良い地域を目指すという共通の目標の下では、地域の多様な活動を結びつける場や、地域が一体となってまちづくりを進めることができる場が必要です。

地区公民館は、学習や教育活動の場としての機能のほか、地域のまちづくりを進める拠点であり、地域の住民や各種地域活動団体等が連携を深める場として、一体とな

って地域づくりが進められていくことが重要です。

また、小学校等の教育施設は、地域における身近な公の施設であることから、学校の体育館やグラウンド等の地域への開放によるまちづくりへの積極的な活用が求められています。

今後も少子高齢化に伴い、児童生徒数の減少が予想されることから、特別教室等の住民の地域活動への活用など、地域づくりにおいて、学校施設が有効に活用されることが求められ、学校施設の開放は、地域と学校の結びつきを強めると共に、ともに活動できる場にもつながっていくことが考えられます。

しかし、地域に開かれた学校づくりが求められる一方で、近年、学校の安全対策が重要な課題となっていることから、安全面においても学校のみの問題とせず、地域社会全体で子どもを守り、育む環境を基本に、地域活動への学校開放を進めていく必要があります。

取組の方向性

地域づくりの拠点施設としての機能拡充を進めます。

地区公民館の運用や活用方法の検討を行います。

小学校等教育施設の柔軟な活用を検討します。

地域と児童がともに活動できる事業をこれまで以上に進めます。

第6章 新たな地域コミュニティの活性化に向けて

1 協働による取組みの推進

地域の活性化は、地域と行政が一体となって取り組むことによって、より一層効果的に進み、住民のより豊かで幸せな暮らしの実現を可能にします。

行政主導によるまちづくりではなく、地域住民自身が考え、納得したまちづくりを進めることが必要であり、地域住民の意思を反映し、地域の判断と責任によって事業展開ができるような住民自治を実現する必要があります。

地域は自分のものだという自覚と、地域をより住みよいものにしたいという思いを持ちながら、積極的に地域活動に関わり、コミュニケーションを図っていくことが地域づくりの第一歩となります。

地域と行政が協働し、それぞれの立場を理解・尊重しながら、双方が一体となって、地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが必要です。

2 本施策の総合的展開と進行管理

コミュニティビジョンで示した取組みの方向性は、地域コミュニティの活性化を促進するために、今後、本市が取り組むそれぞれの施策に反映させながら総合的展開を図っていきます。

それぞれの施策の実効性をより高めるため、行動計画を作成して年度ごとに実施状況を把握し、他の施策との連携や効果的な手法の検討を行いながら、地域の意見を施策に反映させていく取組みを進めていきます。

おわりに

今後、住民と行政の協働によるまちづくりを推進し、住民の意思に基づくまちづくりを実現していくためには、地域コミュニティは、住民自治の主体として、自らその力を高めていかなければなりません。

強い地域コミュニティの実現が、行政だけでは不可能なきめ細かな課題解決を可能にし、子どもからお年寄りまですべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会形成への第一歩になると考えられます。

地域コミュニティは人と人との繋がりであり、行政がこうあるべき、このようにすべきであるという問題ではないかもしれません。しかし、その地域の人々が地域の課題をいかに自らの問題として捉え、課題の解決に向けて真摯に考え行動していくかによって、地域コミュニティは、その姿を大きく変えていくものであり、その内在する力は、大きなものと考えられます。そこには、経済性や効率性だけでは図れない価値が存在します。

今、新たな地域コミュニティについて検討を進めることは、小規模集落対策、周辺部対策を含めた、今後の宇佐市のまちづくりを考え、地域と行政が共に手を携えて取り組んでいく上で、非常に重要な視点であると考えます。

このコミュニティビジョンが、地域と行政の協働の推進に当たって、一つの方向を示し、人と人との繋がりを見直す契機となるよう、また、地域に暮らすみんなが、地域社会に目を向け、考え行動に移すきっかけとなるよう、市は全力をあげて各種施策に取り組んでいきます。

資料編

1	諮問書	20
2	答申書	21
3	宇佐市地域審議会(宇佐市地域コミュニティビジョン審議)委員名簿	24
4	周辺部対策検討委員会委員名簿・ワーキングチーム名簿	25
5	宇佐市における地域コミュニティの推進と 地域コミュニティビジョン策定の経過	26
5	宇佐市地域コミュニティビジョンパブリックコメントによる意見と回答	27

諮 問 書

企画 第 0326001 号

平成 21 年 3 月 26 日

各地域審議会会長 様

宇佐市長 時枝 正昭

宇佐市コミュニティビジョンについて（諮問）

標記について、宇佐市、宇佐郡院内町及び同郡安心院町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり、諮問します。

記

1 「宇佐市地域コミュニティビジョンについて」 《別紙》

【諮問の趣旨】

総合計画「新・まちづくり」計画に掲げられている「コミュニティ活動や市民参加の推進」及び「地域コミュニティ間の連携を図り、地域社会を支え合う市民と行政の協働によるまちづくり」を進めるため、今後、地区住民と行政が一体となって、それぞれの地区が有する個性や特性を活かしたまちづくりを展開していく必要があります。

よって、ここに市の総合計画の方針を踏まえた基本的な地域コミュニティの活性化を図るための指針として、「宇佐市コミュニティビジョン」を策定します。

つきましては、本ビジョンの策定においては、地域の声を代表するそれぞれの地域審議会委員の参画を図ることが重要であることから、地域ごとの意見や特性が反映されたビジョン策定へと繋がるよう、貴審議会へ諮問し意見を求めるものであります。

答 申 書

平成 2 1 年 6 月 1 7 日

宇佐市長 是 永 修 治 様

宇佐市宇佐地域審議会 会長 熊埜御堂宏實
宇佐市安心院地域審議会 会長 賀 来 芳 史
宇佐市院内地域審議会 会長 加 来 弘 吉

宇佐市地域コミュニティビジョンについて（答申）

平成 2 1 年 3 月 2 6 日付け企画第 0326001 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された宇佐市地域コミュニティビジョンについて、地域ごとの意見や特性が反映されるよう、3つの審議会において計6回にわたって慎重に審議を行いました。

少子高齢化による集落機能の低下などの地域を取り巻く課題や、地方分権の進展、市町合併などの行政を取り巻く環境の変化に対応するためには、創造性豊かで活力あるまちづくりを推進するための市民参画がますます求められています。

このような状況下、本市がめざす新たなコミュニティの形成は、周辺地域や小規模集落の抱える課題を広域的に小学校単位で支え合う仕組みをつくることにより、市民自らが考え行動するとともに、行政と協働しながらまちづくりに取り組む「協働による住民自治の実現」を目標とした新たな取組みであると評価できます。

その形成に向けての方向性を示した本ビジョンは、その指針となり得るものとして、おおむね適正であると認めましたので答申します。

今後のコミュニティ推進にあたって行政は、市民や地域に対して情報の共有に努めるとともに、理解と協力を促しながら協働によるまちづくりを推進していくことが重要であり、ビジョンの実現に向け格段の努力を払われるようお願いいたします。

なお、審議会委員の意見・要望は次のとおりであり、ビジョンの実施にあたって十分な配慮をお願いいたします。

総括的事項

意欲的な地域からの手上げ方式による推進が基本ではあるが、無関心地区への行政の後押しをお願いすることで、他校区においても、早期に新たなコミュニティ組織を立ち上げ、広域的に支え合う組織づくりが図られるよう要望する。

将来的には、まちづくり条例の制定等により、地域コミュニティ施策、協働施策を市政の重要な取組みとして、明確に位置付ける必要がある。また、本ビジョンは、緊急な課題解決が必要な周辺地域や小規模集落を有する地域への対策であるが、いずれは、中心地域も含めた全市的な取組みへと拡大していくことを期待する。

なお、ビジョンにおいては、具体的な取組みが見えにくいため、今後、より施策を具体化して行動していくことで、地域コミュニティの形成と協働によるまちづくりへと繋がるように、積極的な施策展開をお願いする。

各項目に対する意見・要望

第2章 今、なぜ「地域コミュニティ組織」なのか

第6項「国・県における方策の動向」について

NPOなどが小規模集落の手伝いをするという大分県集落応援隊事業については、必要ではあるが、今後の展望としては、近隣集落の相互協力による支援こそが望ましく、本ビジョンに掲げられているような地域コミュニティ組織を早急に立ち上げることが必要である。

第3章 地域コミュニティ活性化の理念

第1項 目標とする3つの地域コミュニティ像

(1)「多様な価値観を認め合う地域コミュニティ」について

コミュニティ形成においては、一人ひとりが「異なる多様な価値観を認め合う」ことこそが原点である。この理念を特に強調しながら取り組んでもらいたい。

(2)「コミュニケーション豊かな地域コミュニティ」について

コミュニケーション豊かな地域コミュニティをめざすにあたっては、地域の特色を活かしながら、まずは、市内各地域で実践されている相互連携による実践活動に目を向け理解しながら、参考事例として活用してほしい。

第2項 目標とする地域コミュニティに取り組む4つの視点

(1)「地域の人材の発掘と育成」について

一部の人だけに過大な負担感を抱かせることがないような工夫は大変重要なことであるが、実際は大変難しいことである。人材発掘や多くの人が参画できる手法を十分議論してほしい。

(3) 「地域資源の有効活用」について

地域資源(施設)の有効活用に関して、住民のための公共施設として既存施設を使いやすいように、より簡単に利用できる仕組みにしてほしい。(第5章 第3項 についても関連)

第4章 新たな地域コミュニティ組織の形成へ

第3項「有効的な活動を進めるための地域コミュニティの範囲と対象地域」について

「新たな地域コミュニティ組織」の形成における組織の範囲として、小学校区単位や地区単位の設定に賛成であり、小学校や公民館を核とした活動に努めれば、校区内のつながりも強くなり、諸問題に対して地域ぐるみの取組みが期待できる。今後も小学校区単位、または地区単位での推進をお願いしたい。

第4項「求められる地域コミュニティ活動」について

地域コミュニティづくりには地域の学校との連携を強化し、活用することが重要であり、学校と一体となった推進をお願いしたい。

第5章 取り組みの方向性

第2項「住民主体の計画性のあるまちづくり」について

コミュニティ組織の運営、地域の状況や意見を反映した施策展開などを図るためには集落支援員が必要である。早期に集落支援員を配置することを強くお願いしたい。

第3項 行政支援の拡充

「行政組織体制の見直し」について

職員が特定の地域を担当する仕組みの導入は、行政のどこに話しを持って行けばいいのか迷う住民にとって心強い。地域を共に考え行動する、地域担当職員制度を是非とも導入するようにお願いしたい。

「地域づくりコーディネーター機能の充実」について

地域リーダーやコーディネーターをつくるのが、地域コミュニティを成功させる大きなポイントとなるため、人材育成には特に力を入れていただきたい。

「活動拠点施設の機能充実」について

地区公民館の活用について、住民自治やコミュニティのまちづくりを実施するためには、所管を教育委員会から支所の地域振興課に移すなどして、住民が利用しやすく、コミュニティ組織が活動しやすい施設運営方法を検討することが大切である。

宇佐市地域審議会(宇佐市地域コミュニティビジョン審議)委員名簿 H21.4.1現在

地域	役職	所属	氏名	備考
宇 佐	会長	宇佐市商工会議所代表	能楚御堂宏實	
"	副会長	宇佐地域婦人団体連合会代表	本 浪 純 子	
"	委員	宇佐市自治委員会代表	牧 野 光 男	
"	"	宇佐市観光協会代表	宝 来 賢太郎	
"	"	大分宇佐農業協同組合代表	中 島 正 晴	
"	"	宇佐市PTA連合会代表	松 本 布城美	
"	"	宇佐市人権擁護委員代表	宗 像 文 世	
"	"	ふるキャラUSA代表	西 尾 英 治	
"	"	宇佐市社会福祉協議会代表	森 田 弘	
"	"	宇佐市農業委員会代表	赤 坂 正 史	
"	"	宇佐市民生委員・児童委員協議会代表	松 本 嘉 徳	
"	"	学識経験者	國 東 利 行	
"	"	学識経験者	平 田 崇 英	
"	"	公募委員	梶 谷 義 直	
安心院	会長	宇佐両院商工会代表	賀 来 芳 史	
"	副会長	安心院地域自治委員会代表	望 月 和 彦	
"	委員	安心院町観光協会代表	上 鶴 養 正	
"	"	安心院町グリーンツーリズム研究会代表	宮 田 静 一	
"	"	宇佐市農村女性連絡協議会代表	宮 川 かおる	
"	"	安心院町PTA連合会代表	荷 宮 英 二	
"	"	安心院町人権擁護委員代表	糸 永 則 子	
"	"	宇佐市文化協会安心院支部代表	佐 藤 日出夫	
"	"	宇佐市老人クラブ連合会安心院支部代表	本 多 義 一	
"	"	安心院町佐田地域婦人会代表	河 野 節 子	
"	"	安心院まちづくりネットワーク結友代表	ノ 野 英 一	
"	"	学識経験者	石 井 雅 夫	
"	"	事務局推薦委員	安 部 仲 雄	
"	"	公募委員	衛 藤 昭 生	
院 内	会長	学識経験者	加 来 弘 吉	
"	副会長	学識経験者	安 部 啓 司	
"	委員	宇佐市老人クラブ連合会院内支部代表	中 原 繁 喜	
"	"	宇佐市文化協会院内支部代表	向 野 茂	
"	"	宇佐地域婦人団体連合会代表	奥 城 朝 恵子	
"	"	院内地域自治委員会代表	永 田 義 光	
"	"	院内町観光協会代表	野 畑 佑 昌	
"	"	大分宇佐農協柚子生産組合代表	田 中 憲 久	
"	"	院内町人権擁護委員代表	石 川 淑 子	
"	"	院内町PTA連合会代表	中 野 信 司	
"	"	院内町女性団体連絡協議会代表	岩 本 朝 美	
"	"	宇佐両院商工会代表	宮 丸 尚 幸	
"	"	事務局推薦委員	中 畑 寿 太郎	
"	"	事務局推薦委員	永 田 正 威	
"	"	事務局推薦委員	佐 藤 修 水	

周辺部対策検討委員会委員名簿

H21.3.31現在

区分	所属	氏名	備考
副委員長	総務部長	小倉正五	
委員	安心院支所長	衛藤 強	
"	院内支所長	眞砂文雄	
"	市民生活部長	秋吉 卓	
"	経済部長	大富 義夫	
"	教育次長	原田 芳文	
"	総務課長	信国 和徳	
"	企画課長	藁田 重光	
"	財政課長	豊岡 正晴	
"	行財政改革推進課長	藤花 幸一	
"	市民課長	佐藤 博美	
"	農政課長	高山 裕章	
"	安心院支所地域振興課長	安部 忠義	
"	院内支所地域振興課長	井上 正丸	
"	教育委員会管理課長	松原 哲男	
"	教育委員会生涯学習課長	樋田 悟	

ワーキングチーム名簿

H21.3.31現在

区分	所属	氏名	備考
座長	総務部 総務課課長補佐	辛島 文昭	
	" " 総務係	畑 迫 智統	
	安心院支所地域振興課地域振興係長	小野 文博	
	" " 地域振興係	岡 博之	
	院内支所 地域振興課長補佐	中尾 健治	
	" " 地域振興係	立川 良太	
	教育委員会管理課管理係長	大坪 一郎	
	" 学校教育課学校教育係長	高月 晴彦	
	" 生涯学習課生涯学習係長	弘山 直澄	
	" 地域教育課課長補佐	衛藤 功治	
	" " 院内地域教育係長	上鶴 美輝	
庶務	総務部 企画課地域コミュニティ係長	河野 洋一	
"	" " 地域コミュニティ係	加来 守	H21.3.31まで
"	" " 地域コミュニティ係	石川 義昭	H21.4.1から

宇佐市における地域コミュニティの推進と地域コミュニティビジョン策定の経過

年	月 日	内 容	備 考
平成 20 年	5月15日	周辺部対策検討委員会(コミュニティ推進方針案決定)	
	5月29日	庁議にて、安心院・院内を先行とするモデル校区選定による地域コミュニティ形成の推進方針を決定	
	6月19日	宇佐市自治委員会理事会へ推進方針について報告・承認	
	7月 4日	院内地域自治委員会地域コミュニティ懇談会	
	7月 8日	安心院地域自治委員会地域コミュニティ懇談会	
	7月16日	宇佐市協働のまちづくり指針策定	
	7月18日	南院内地区地域コミュニティ懇談会	
	7月29日	第1回佐田地区地域コミュニティ懇談会(各種団体)	
	8月26日	第2回 " (佐田地区自治委員・各種団体代表)	
	8月27日	安心院・院内モデル校区選定委員会	
	8月27日	自治委員会理事会にてモデル校区選定結果を報告	
	9月 8日	設立準備委員会設立に向けた事務協議	
	11月 2日	佐田地区まちづくり協議会設立総会	
	12月 1日	南院内さとづくり協議会設立総会	
	12月16、17日	モデル校区コミュニティ先進地研修(安芸高田市)	
	12月下旬	モデル校区アンケート調査の実施	
	1月19、20日	第1回地域コミュニティ研修会	
	1月22、29日	まちづくり協議会拠点施設調整会議(企画課・両支所・教育委員会)	
	2月 9、10日	第2回地域コミュニティ研修会	
	2月～	モデル校区まちづくり計画策定	
	2月～	宇佐市地域コミュニティビジョン策定事務及び協議	企画課
	2月25日	第1回コミュニティビジョン策定会議	企画課・地域振興課
	3月 3日	第2回コミュニティビジョン策定会議	企画課・地域振興課
	3月11日	第1回コミュニティビジョン策定ワーキング	ワーキングメンバー
	3月17日	第2回コミュニティビジョン策定ワーキング	
	3月23、24日	コミュニティリーダー養成研修会	
	3月18～25日	ビジョン案に対する周辺部対策検討委員会委員意見聴取・承認	意見をビジョンへ反映
	3月26日	「宇佐市地域コミュニティビジョン案について」各地域審議会へ諮問 宇佐地域審議会・安心院地域審議会	コミュニティビジョン案諮問・ビジョン案への提言、審議
	3月27日	院内地域審議会	
	3月28日～	宇佐市地域コミュニティビジョン案修正	審議意見による修正
3月31日	佐田・南院内まちづくり計画書完成		
平成 21 年	4月28日	コミュニティビジョン策定担当者会議	修正案作成協議
	5月20日	安心院地域審議会	提言に伴う修正ビジョン案審議・及び答申に向けた協議
	5月22日	宇佐地域審議会 院内地域審議会	
	6月17日	「宇佐市地域コミュニティビジョンについて」を市長へ答申	宇佐市各地域審議会会長より市長へ答申
	7月8～28日	パブリックコメント実施	1件6項目の意見
	7月29日～	宇佐市地域コミュニティビジョン策定	
	8月 日	宇佐市地域コミュニティビジョン公表	

宇佐市地域コミュニティビジョン パブリックコメントによる意見と回答

実施期間 平成21年7月8日～28日

宇佐市地域コミュニティビジョン(案)について、市民1名から6項目の意見をいただきました。その意見概要と意見に対する考え方は下記のとおりです。

番号	意見区分	意見の概要	意見に対する考え方
1	行政努力	<p>本案が地域実情等も勘案し、更に、かなり具体的なビジョン案として提案されたことに対し、並々ならぬ意思と努力を感じ、市民合意形成の中で推進できることに希望を持ちました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、市民の皆さんの合意形成を大切にし、市民と行政の連携のもとに、積極的な地域コミュニティ推進を図ってまいります。</p>
2	周知体制	<p>1ヶ月足らずの期限で市報のみの募集では、どの程度の住民の真意が集まるのか不安です。住民は、国・県・市の行政施策、総合計画、本ビジョン案についての内容把握がほとんどない状態です。</p> <p>本年度策定予定の「宇佐市協働のまちづくり行動計画」以前に一連の計画推進に対する校区説明会等を行い、市民の合意形成、理解の醸成を高めることが、将来の人材育成にも資するのではないのでしょうか。市域の相互理解と交流が重要です。</p>	<p>本ビジョンのパブリックコメントは、市報と市のホームページで公募しました。ご指摘のとおり、市民の方々の関心の度合いがパブリックコメントに現れてきます。今後、開かれた市政をめざして、市報による情報提供や市民と市長の連絡箱、市政への提言メール、市長お出かけトーク、ふれあい出前講座、住民懇談会の開催などを通じて、幅広い層への広報広聴活動に努めてまいります。</p> <p>本ビジョン案は、平成20年度から地域コミュニティ組織を構築し、そのモデルケースの実績を踏まえた上で、必要な方針や施策を盛り込みながら、各地域審議会委員の方々の意見を取り入れ策定したものであります。コミュニティの基礎組織である宇佐市自治委員会への説明会、安心院・院内地域自治委員会への説明会、校区毎の説明会などを重ねて合意形成を図ってきた結果のビジョン案であります。しかしながら、新たな取組みであり、十分な理解が得られているとは思っていません。特に、対象区域でない市民の方々であればなおさらです。今後も自治委員の方々を通じ、必要とされる校区については、積極的に説明にお伺いします。</p>

3	対象地域	<p>地域設定において、当市の現状に鑑み周辺地域や中山間地域を優先することは重要ですが、各校区には課題が山積しているため、全域での実施計画を樹立していただきたい。</p>	<p>地域審議会委員からも、同様なご意見をいただいています。周辺地域でのコミュニティ形成を最重要としますが、P12の「3 有効的な活動を進めるための地域コミュニティの範囲と対象地域」に「将来的には、市内全域に地域コミュニティ組織を形成することを目標とします。」の文章を、加えさせていただきます。</p>
4	大同団結	<p>コミュニティビジョン案を実施するためには、行政・議会・住民・事業者等の力を大同団結することや、情報の共有、役割分担、公益性など合意形成によるルールづくりが重要です。</p>	<p>P10の「2 目標とする地域コミュニティに取り込む4つの視点」、P14の「取り組みの方向性」においても、同様な方針を掲げており、いただいたご意見を最重要ポイントとして、推進を図っていきたいと考えています。</p>
5	予算・組織体制	<p>地域協働とはいえ、行政業務の地域委譲的な面があり、長期的・継続的な取組みでないと効果も出ません。行政は予算・組織体制ともに相当な覚悟を持って行うことが必要不可欠と思われるます。</p>	<p>地域が担うこと、行政が担うこと、協働で行うことを明確にすることも、本ビジョン案の趣旨の一つであります。P15、P17に記述しているとおり、行政組織体制の見直しと財政的支援は、行政の担う部分の一部として取り組んでまいります。</p>
6	チェック機能	<p>公共性・公益性を有する事業においては、常に情報公開が伴います。運営・経理に対するチェック機能が必要です。</p>	<p>ご意見のとおり、運営・経理面の情報公開を行うとともに、内部監査はもとより、十分なチェック機能を行政の役割において果たしてまいります。</p>

宇佐市地域コミュニティビジョン

～協働による住民自治の実現をめざして～

平成21年8月

宇佐市総務部企画課地域コミュニティ係

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030-1

TEL 0978-32-1111 FAX 0978-32-2331